

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成29年3月30日(2017.3.30)

【公表番号】特表2015-500333(P2015-500333A)

【公表日】平成27年1月5日(2015.1.5)

【年通号数】公開・登録公報2015-001

【出願番号】特願2014-546729(P2014-546729)

【国際特許分類】

A 6 1 K	33/10	(2006.01)
A 6 1 K	47/24	(2006.01)
A 6 1 K	47/26	(2006.01)
A 6 1 K	47/12	(2006.01)
A 6 1 P	5/14	(2006.01)
A 6 1 P	13/12	(2006.01)
A 6 1 P	1/04	(2006.01)
A 6 1 P	3/04	(2006.01)
A 6 1 P	19/10	(2006.01)
A 6 1 K	31/663	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	33/10
A 6 1 K	47/24
A 6 1 K	47/26
A 6 1 K	47/12
A 6 1 P	5/14
A 6 1 P	13/12
A 6 1 P	1/04
A 6 1 P	3/04
A 6 1 P	19/10
A 6 1 K	31/663

【誤訳訂正書】

【提出日】平成29年2月22日(2017.2.22)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0074

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0074】

治験2：副甲状腺機能低下症におけるカルシウムの消化管吸収

カルシウム吸収不良の治療における安定な非晶質炭酸カルシウム(ACC)を含むカルシウム源の消化管での生体利用効率を評価する目的で実験を行った。原発の副甲状腺機能低下症の管理において非晶質炭酸カルシウム(ACC)サプリメントを市販の結晶カルシウムサプリメント(CCS)と比較する無作為、2フェーズ適応、次いで交差非盲検の試験を行う。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0075

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【 0 0 7 5 】

治験の第1フェーズの主な目的は、結晶カルシウムサプリメント（CCS）に比べて低用量の、ACCに由来する元素カルシウムでの処置が目標の血清カルシウム（アルブミンに対して補正）値（7.0～10.0 mg/dL）を維持することができるという考え方の証明である。第1段階の二次的な目的は十分なACC用量を評価することである。さらなる二次的な目的はACCの吸収に対する食物の効果を判定することである。